

○役員を選任に関する細則

(2022年8月22日 運営委員会承認)

(目的)

第1条 この細則は、会則第9条第1項の規定に基づき、役員を選任について必要な手続き等を定める。

(役員への立候補)

第2条 会長は役員任期満了年度の総会開催日の3か月前までに、あるいは役員の欠員を補充しようとするときに、役員への立候補者の募集を開始するものとする。ただし、大会理事については立候補の募集を要しない。

2 役員には、会則第9条第1項および第4項の重任あるいは再任規定に抵触しない個人会員が立候補することができる。

3 役員への立候補に際しては、個人会員1名以上の推薦を必要とする。

(役員選出のための選挙)

第3条 各役員区分において役員への立候補者数が各役員の定数を上回った場合は、当該役員区分について役員選出のための選挙（以下、役員選挙）を実施する。

2 役員選挙は選挙管理委員会が管理執行する。

3 役員選挙においては、各役員区分の定数を満たすまで、有効得票数の多い順に当選とする。当選に該当する最後の順位に有効得票数が同数の者がいるときは、最も年齢の少ない者を当選とする。

(選挙管理委員会)

第4条 前条第1項の規定により役員選挙を実施することとなった場合、該当の役員選挙を管理執行するため、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員長（以下、委員長）は、該当の役員選挙への立候補者、その推薦人および会長、理事を除く個人会員の中から、運営委員会の承認を得て会長が選任する。委員長は、役員を選任事務および役員選挙の執行を管理監督する。

3 選挙管理委員（以下、委員）は、該当の役員選挙への立候補者、その推薦人および会長を除く個人会員の中から、運営委員会の承認を得て会長が選任する。

4 選挙管理委員会は当該の役員選挙事務が終了したときに解散し、委員長、委員は解任されたものとする。

(役員を選任)

第5条 選挙管理委員会は、役員選挙の実施後、すみやかに当選者名簿を運営委員会へ提出しなければならない。

2 会長は、役員立候補者（役員選挙が実施された役員区分の立候補者を除く）および大会理事候補者について、会則第9条第1項の規定に従い、総会において役員としての選任手続きを取るものとする。なお、会則第9条第1項の規定に従い、役員選挙での当選者は役員として総会で選任されたものとみなす。

3 立候補者数が各役員区分の定数に達しなかった場合は、運営委員会において定数に達するまでの役員候補者を補充し（理事については10名以内の必要な人数に達するまでの候補者を補充し）、会長はそれらの役員候補者について、前項の役員立候補者と併せて会則第9条第1項の規定に従い、総会において役員としての選任手続きを取るものとする。

附 則

この細則は2022年9月1日から施行し、2023年の次回役員改選の時から適用する。

附 則 (2023年3月30日)

この細則は2023年3月31日から施行する。

附 則（2023年5月15日）

この細則は2023年5月15日から施行する。

<改正履歴>

- (1) 2022年(令和4年)8月22日制定
- (2) 2023年(令和5年)3月30日一部改正（第5条、附則）
- (3) 2023年(令和5年)5月15日一部改正（第4条、附則）